

介護保険

問合せ
介護課介護保険係
(ゆとろ内)
☎23-3029

令和2年度 介護保険料の決定通知を送付します

65歳以上（第1号被保険者）の方に、令和2年度の介護保険料段階と保険料の年額を記載した通知書を7月中旬に送付します。特別徴収（年金天引き）の方には保険料額決定通知書を、普通徴収（年金から天引きされない）の方には保険料額決定通知書と納付書を送付します。

納付には、安心・確実な口座振替が便利です。口座振替可能な金融機関は、**北海道銀行、北洋銀行、北海道信用金庫、北石狩農業協同組合、ゆうちょ銀行**です。

■低所得者の介護保険料が軽減されます

昨年の消費税増税に伴う消費に与える影響を緩和するため、介護保険料所得段階（全10段階）のうち、第1段階から第3段階の方について介護保険料の軽減を行います。軽減後の令和2年度の保険料は下表のとおりです。第4段階から第10段階の方の保険料は、前年度から変わりません（詳細は決定通知をご覧ください）。

《令和2年度の介護保険料（65歳以上、変更となる段階のみ）》

(参考)
令和元年度の保険料

対象者		年額保険料	軽減率等	年額保険料	軽減率等
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,160円	基準額 × 0.3	25,200円	基準額 × 0.375
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が、80万円を超え120万円以下の方	33,600円	基準額 × 0.5	40,320円	基準額 × 0.6
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	47,040円	基準額 × 0.7	48,720円	基準額 × 0.725

後期高齢者医療

問合せ
住民課国保・
後期高齢者医療係
☎23-2467

令和2年度 保険料と保険証（被保険者証）等の更新

● 令和2年度の保険料は7月に個別にお知らせします

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 52,048 \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{（令和元年中の所得-33万円）} \times 10.98\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額 64万円】} \\ \text{（100円未満切り捨て）} \end{array}$$

■年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

● 保険証と減額認定証が新しくなります

現在ご使用の「保険証（後期高齢者医療被保険者証）」「認定証（限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証）」は、有効期限が7月31日（金）までのため、8月1日（土）以降は使用できなくなります。7月下旬に新しい保険証等を郵送します。認定証は、引き続き交付対象に該当する方のみ、郵送します。新しい保険証は「水色」、認定証は「黄色」です。

医療費助成 制度をご存知ですか？

保険診療の自己負担分を町が助成します。
年齢や世帯の住民税課税状況によって一部負担金があります。

問合せ
保健福祉課福祉係
(ゆとろ内)
☎23-3019

【乳幼児等医療費】 ※8月から「子ども医療費助成」に変わり、小学校卒業までの児童の通院も対象となります。申請がまだお済みではない小学2～6年生の方は、手続きを忘れずにお願いします。

・入院にかかる医療費

0歳～18歳の年度末まで：無料

・通院にかかる医療費

0歳～小学校卒業まで：初診時一部負担金のみ負担

【重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費】

住民税課税世帯：医療費の一部を負担

住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担

※18歳の年度末までの入院および小学校卒業までの通院については、乳幼児等医療費と同様の助成が受けられます。



制度種別	対象者	手続きに必要なもの
子ども医療費	①入院は、18歳の年度末まで全額を助成。保険外は対象外 ②通院は、小学校卒業まで初診時一部負担金のみ自己負担	・印鑑（スタンプ印除く） ・対象児童の健康保険証
重度心身障がい者医療費	①身体障害者手帳1・2級の方、3級の内部障がいの方 ②療育手帳A判定の方、または重度の知的障がいと診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院にかかる医療費は対象外）	・印鑑（スタンプ印除く） ・対象者の健康保険証 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
ひとり親家庭等医療費	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※①②のいずれかに該当する18歳までの子ども（18歳になる年度の末日まで有効。大学進学等により父（母）の扶養を継続される方は、申請により20歳の誕生日の前日が属する月の末日まで受給可。） ※子どもは入院と通院、その親は入院のみ助成対象	・印鑑（スタンプ印除く） ・対象者全員の健康保険証 ・児童扶養手当証書または戸籍謄本（離婚日等が分かるもの） ・子どもが大学などに進学されている場合は在学証明書

■令和2年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、マイナンバーまたは最新の「所得・課税証明書」が必要です。

■令和2年1月1日時点で当別町に在住していても、所得の申告をしていない方は所得判定ができません。役場税務課税務係で申告をしてください。

■受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出をしてください。

- ①健康保険証が変更になったとき
- ②住所が変わったとき
- ③死亡したとき
- ④ひとり親家庭等は婚姻（事実婚含む）したとき

<令和3年4月期採用>海上保安大学校・海上保安学校 学生を募集しています

採用種目	受験資格	受付期間		試験日
		インターネット	郵送・持参	
海上保安大学校	令和2年4月1日で高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者。令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者等。	8月27日(木)～9月7日(月)	8月27日(木)・8月28日(金)	10月31日(土)・11月1日(日)
海上保安学校	令和2年4月1日で高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者。令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者等。	7月21日(火)～7月30日(木)	7月21日(火)・7月22日(水)	9月27日(日)

申込方法等、詳細はホームページ (<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/bosyu/>) をご覧ください。

▼申込み・問合せ 小樽海上保安部管理課 (☎0134-27-6118)